

仙台市立幸町南小学校いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立幸町南小学校（以下、「本校」）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきた。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第75号、以下「法」）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「仙台市立幸町南小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

<いじめの防止等に関する基本理念> {法第3条}

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

<いじめの定義>（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、という認識をもって、対応にあたる。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤になるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思い遣る心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に「道徳」「特別活動」「学級活動」を中心に学校教育全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していく。

学校だより等によって、いじめの問題について保護者、地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携して、いじめの防止等に取り組んでいく。

教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合を含めて、いじめの特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、計画的に研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

②いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全職員が児童の日常的観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。

日頃から、児童や保護者が相談しやすい環境を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、全児童アンケートなどを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたる。

いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりをしていく。

③いじめへの対処

いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、生徒指導担当教諭、教頭を通じて校長に報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた児童及びいじめた児童への対応は、次に掲げる点に留意しながら、個別、丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図る。

なお、いじめが解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いているケースや、解決はしたが、児童の心のケアが必要なケースなどがあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応、指導を行うこと、さらに進級などによる引き継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○いじめられた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめた児童については、いじめられた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間としては行ってはいけない行為であることを自覚させるようにする。

④家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取り組みが必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見、迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命大切にす
る心、他者を思い遣り、協力する態度を育むうえからも、本校の児童会活動による取
り組み、PTA との共催による事業にも取り組んでいく。

⑤関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設、関係機関との連携が重
要である。幸町中学校区健全育成委員会を中心に、幸町交番、幸町南児童館や、幸町
市民センターなどの協力、連絡体制をとって、取り組みを進めていく。

3 いじめ防止等のための対策の内容

(1) いじめ防止等の対策のための組織

①幸町南小学校いじめ防止対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織）

本校においては、法案第22条に基づき、いじめの防止等に関する取り組みを実効
的に行うため、「幸町南小学校いじめ防止委員会」（以下、本校対策委員会）を設置す
る。

委員会の構成は、基本的に校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、教育相談担
当教諭、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーに
よるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。

内容や案件によっては、校長は他の必要な教職員や学校関係者等を出席を求めるこ
とができる。

本校対策委員会の所掌事項は次の通りである。

ア、学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、アンケート等の作成

イ。いじめの防止等の対策のための各年度の取り組みの企画、実施または承認、実
施計画の点検、評価

ウ、いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認

エ、いじめの事案が発生した場合の対処

オ、その他いじめ防止等に関する重要事項

②幸町南小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法案28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が
主体となった調査を行う指示があった場合には、校長は、「幸町南小学校いじめ防止等
対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA 役員、学校医などの学校以外の委員を加
えるなど、公平性、中立性の確保に努めた構成により、「幸町南小学校いじめ調査委員
会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「幸町南小学校いじめ調査委員会設置事項」を定め
て置き、対策事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取り組み

①いじめの防止

○いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、5月・11月の『いじめ防止「きずな」キャンペーン』期間中の自主的な取り組みについて、児童会による活動を促し、支援する。

また、命の尊さ、いじめへの理解を促すために、いのち、人権を考える作文作り等の企画をし、学校だより等で優秀作品を紹介する取り組みを行う。

○児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「学級活動」などを活用して、学校全体で取り組む。

○いじめ問題に関する啓発と対応の連携のため、いじめの防止等に関する学校の取り組み状況などについて、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。

○いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主査により校内研修会を行う。

なお、実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画のうえ、年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

②いじめの早期発見

○いじめの相談は全教員により対応するとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者に周知を図る。

児童からの相談→担任 養護教諭 スクールカウンセラー

保護者、地域住民からの相談→教頭 生徒指導担当教諭 教育相談担当教諭 担任

○いじめ実態調査の他の、全児童対象の本校独自アンケートを年2回実施する。

○いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、家庭訪問、個人面談の機会を有効に使う。

○いじめの情報を把握した場合の情報の集約化、いじめの発見、把握のための注意事項など、いじめの把握、管理に係る校内体制の整備を行う。

③いじめへの対処

○事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する対処

にあたっては、仙台市教育委員会が作成した「学校いじめ対策マニュアル」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、学校対策委員会を中心に、適切に対応する。

○いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、新旧にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転学や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切に引き継ぎに努める。

④地域と家庭との連携

○PTA との連携により、いじめの理解、啓発に関する取り組みや研修会を実施する。特にインターネットやメール等を利用したいじめ防止に関するものを重点課題として進める。具体的には、毎年度、PTA との協議により、実施要項を定め、計画的に実施する。

○学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校ホームページや学校だよりにより、保護者、地域の方々へ周知する。

○本校の「児童会活動」「故郷復興プロジェクト」「地域連携活動」において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、児童による地域のボランティア活動、児童と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。

⑤関係機関との連携

○いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、幸町中学校区健全育成委員会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

①重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項に、次に掲げる場合として規定がある。

- | |
|---|
| <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|---|

また、この場合の例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

②重大事態の発生と調査

重大事態が発生したには、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会の主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うことになっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考＜重大事態の調査主体と調査組織＞市基本方針より

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

【対象事案】

○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。

○いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【調査組織】

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA 役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性、中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

【対象事案】

○学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

【調査組織】

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例にあらかじめ設置される市教育委員会の所属機関を調査組織とする。

③調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童や保護者に対して、適時、適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4 その他の重要事項

基本方針は、学校ホームページで常時公開する。

本基本方針に基づき実施した前年度については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA 役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見通しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見通しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。